

## 牧師への賠償判決支持

# セクハラ裁判で東京高裁

つくば市南中妻の宗教法人「小牧者訓練会」の代表者で韓国籍の男性牧師(66)に対し、元信徒の女性4人がわいせつ行為を受けたとして計4620万円の損害賠償を求めた訴訟など同法人にからむ計3件の判決言い渡しが29日、東京高裁であつた。石井忠雄裁判長は、1審の東京地裁判決を支持し、控訴を棄却した。

3件のうち、牧師・教団側が控訴していた

のは、元女性信徒の損害賠償請求、元女性信者らの訴えは虚偽だとして損害賠償を求めた2件。もう1件は、パワーハラ被害をめぐる賠償請求で控訴した元男性信徒。

判決文によると、牧師は2000年から08年にかけて、当時10代から30代の元信者4人に対し体を触るなどの行為をしたとの1審の判断を支持、新たに「被害者は教団の主任牧師であり、最高位の靈的指



東京高裁の判決を受けて記者会見する、被害者支援団体「モルデカイの会」代表の加藤光一さん(右)=つくば市竹園の国際会議場

元信徒男性が牧師からパワハラを受けたとして教団方に約200万円の損害賠償を求めた訴えは、1審に続き元信徒男性の請求を棄却した。

判決後、つげば市内で記者会見した被害者は支援団体「モルデカイの会」の加藤光一代代表は「聖書を悪用した性犯罪を的確に判断してもらつた」と1審判決を支持した。判決をおおむね評価した。控訴が棄却された元男性信徒

性的自由および人格権を侵害した違法行為と断じた。その上で、審判決通り牧師と教団側に対し計1540万円の損害賠償の支払いを命じた。

信徒らの被害に苦悶する  
「虚偽」だとして元信  
徒らに計1億円の損害  
賠償を求めた訴訟で  
は、1審と同様に牧師  
らの請求を棄却した。  
元信徒男性が牧師が  
して教団らに約2000  
らパワハラを受けたと

告を検討する」と語った。